

侍認定制度 体験プログラム開発等事業者募集要項

1 目的

豊かな歴史と文化遺産を誇る観光都市「彦根」を、世界に向けて発信し、さらなるインバウンド誘客を推進するため、市の文化財を有効活用し、新たな「侍認定制度」という体験型プログラムを創設するもの。

2 侍認定制度とは

外国人観光客に人気のある“侍”の文化を、かつて大名や侍が実際に使用していた彦根城跡内の建物等にて疑似体験してもらう制度。

体験プログラムを最後まで受講した方には、彦根の侍文化を体験した証明として、認定書の贈呈を行うもので、本認定制度実施にあたり、原則非公開としていた彦根城跡内の楽々園（御書院棟・地震の間棟）の利用を条件とする。（有料）

侍認定制度は、まず利用事業者の申請をしてもらい、事業者承認後、体験型プログラムの商品を販売してもらう。

市は、認定書の提供と、HP や SNS 等で商品の PR を行う。

3 体験プログラム開発等事業者

（１）彦根城跡内にて体験することができるプログラム（企画・運営・販売）を、下記の条件を満たす形で企画する。

【条件１】楽々園（御書院棟・地震の間棟）を必ず利用すること。利用に係る費用は下記のとおり。なお、施設の利用方法によっては別途費用が発生する可能性がある。

【条件２】茶道体験、座禅体験、武道体験、書道体験、華道体験、甲冑体験、能・狂言体験、お食事、忍者体験、着付け体験、侍に係る講座開設の内、少なくともいずれか１つを体験プログラムに入れること。ただし、可能な限り複数を組み合わせて滞在時間が伸びる商品の開発が望ましい。

【条件３】受講者が日本語を話せない可能性があるため、体験プログラム当日、少なくとも英語を話することができるスタッフを現場に配置すること。また、一般のお客様が楽々園の施設内に入らないようスタッフを配置し、利用後に施設内の確認、清掃を徹底すること。なお、確認の際に異常が認められた場合は、速やかに市文化財課に連絡すること。

【条件４】開発・企画・運営・販売等にかかる一切の費用は体験プログラム開発等事業者の負担となる。

【条件５】事前に文化財課との協議の上、使用される施設の利用規定等を遵守すること。

【条件６】「侍認定制度 体験プログラム開発等事業者認定申請書」（別紙①）を提出すること。

【条件７】体験プログラム実施予定日の２週間前までに「開発商品詳細報告書」（別紙②）を提出すること。

（２）体験プログラム終了後、侍認定書（＊市が作成）を必ず受講者に渡すこと。

（３）体験終了後、翌月の１５日までに市の観光交流課に実績を報告すること。

【体験プログラムのイメージ】

御書院棟 or 地震の間棟にて侍体験（座禅体験・茶道体験・武道体験・甲冑体験・華道体験・侍に係る講座の開設の内、少なくとも１つ以上）を実施。最後に侍認定書を贈呈。

【楽々園（御書院棟・地震の間棟）利用料金】＊下記の金額を市文化財課に納入すること。

御書院棟(玄関棟を含む。)を利用	半日	30,000 円
	1 日	60,000 円
地震の間棟を利用	半日	20,000 円
	1 日	40,000 円

※上記の「半日」とは４時間未満、「１日」とは４時間以上８時間未満とする。

４ 各種期間

（１）認定制度体験プログラム開発等事業者募集期間

令和６年１０月１日（火）から令和７年３月１４日（金）まで

（２）事業実施期間

体験プログラム開発等事業者認定の決定があった日から令和７年３月３１日（月）まで

５ その他の事項

（１）体験プログラムに係る開発・企画・運営・販売等の費用に加え、応募に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

（２）体験プログラムの内容によっては、事前に市文化財課だけでなく、彦根城博物館および彦根城運営管理センター等関係機関との協議を求める場合がある。

（３）本件に係る申請・報告は「６ 問い合わせ先」に行うこと。なお、提出された書類

は一切返却しない。

- (4) 募集に係る情報公開請求があった場合は、法令等に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (5) 審査に対する異議申し立てはできない。

6 問い合わせ先（申請募集窓口）

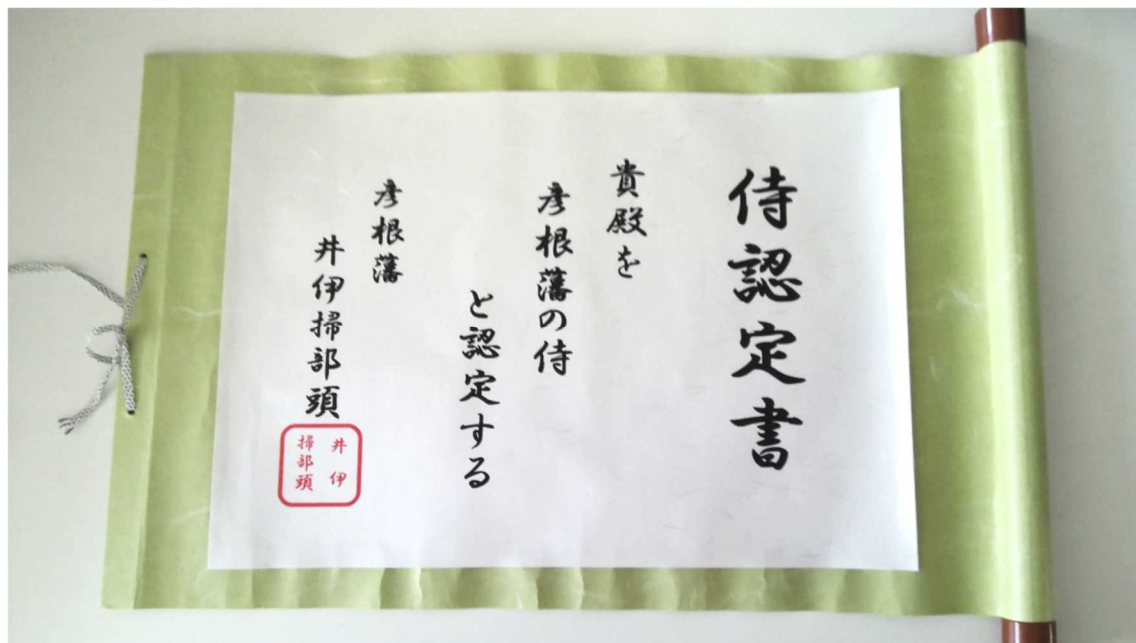
〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市 観光文化戦略部 観光交流課

Tel:0749-30-6120 / Fax:0749-24-9676

E-mail:kanko@ma.city.hikone.shiga.jp

【侍認定書イメージ】※巻物形式



○スケジュール等

【事業者認定】

事業者募集期間：令和 6 年 1 0 月 1 日（火）から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで
事業者から申し込み

＊別紙①「侍認定制度 体験プログラム開発等事業者認定申請書」

および事業者の概要がわかる資料を提出



事業者認定（1 週間以内） ＊個別に通知

【開発商品詳細報告】

商品開発 ＊施設利用方法や利用予定日の予約について、文化財課に事業者から連絡



体験商品の内容を実施の 2 週間前までに報告

＊別紙②「侍認定制度 開発商品詳細報告書」を提出



市 HP・SNS に情報を掲出



体験商品の実施



翌月の 1 5 日までに前月の実績報告

【注意事項】

- （１） 体験プログラム開発等事業者決定後に申請内容に変更が生じる場合、速やかに市へ連絡すること。変更の程度に応じ、再審査を行うこともある。
- （２） 開発商品詳細報告書の内容に変更がある場合も速やかに市へ連絡をすること。変更の程度に応じ、商品の実施を取りやめていただく場合がある。なお、この場合に係る費用については、すべて体験プログラム開発等事業者が負担すること。
- （３） 体験プログラム開発等事業者認定後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、決定を取り消す。
 - ① 申請者が申請書に記載の内容を遵守しない場合
 - ② 申請内容や報告内容と実態が異なる場合
 - ③ 運営方法等について、市からの要請に応じない場合
 - ④ 事業の継続が困難となった場合